

公開草案の意見提出の日時を過ぎておりますが。

実務対応報告公開草案第21号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当  
面の取扱い(案)」について次のとおり意見を提出します。

平成16年の厚生年金保険法の改正により、基金設立事業所が厚生年金基金の代行部  
分について最低責任準備金を超えて負担を行うことがなくなり、事業所の代行部分に  
対する責任が根本的に変化しました。

このことから、今回の公開草案には強く反対するとともに、代行部分の取扱を早急  
に見直していただきたい。

また、見直しにあたっては、代行部分の債務は最低責任準備金とするか、もしくは  
代行部分を退職給付会計基準の対象から除外していただきたい。

全国システムハウス業厚生年金基金

.....

全国システムハウス業厚生年金基金

常務理事 佐々木雅延

.....